

危機管理室ハラスメント防止会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理室職員から相談があったハラスメントに適切に対応するための措置及び当該ハラスメントの防止のための措置に関し検討を行うため、危機管理室ハラスメント防止会議（以下「防止会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、ハラスメントの防止等に関する指針（以下「指針」という。）第2項に定めるものをいう。

2 この要綱において「所属内相談員」とは、指針第5項に基づき、危機管理室職員からの相談に対応するための相談体制として設置した相談員をいう。

(所掌事務)

第3条 防止会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員から所属内相談員に相談があったハラスメント（以下「対象ハラスメント」という。）に係る事実関係の調査に関する事
- (2) 対象ハラスメントに適切に対応するためにとるべき措置の検討に関する事
- (3) 対象ハラスメントを防止するためにとるべき措置の検討に関する事

(組織)

第4条 防止会議の委員は、次に掲げる者及び座長が指名する者をもって充てる。

- (1) 危機管理課長
- (2) 防災企画担当課長
- (3) 防災 ICT 担当課長
- (4) 減災対策担当課長
- (5) 応急対策担当課長
- (6) 防災計画担当課長

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第6号までに掲げる者が対象ハラスメントを行ったとされる者又は受けたとする者（以下「ハラスメント当事者」という。）であるときは、その者は委員となることができない。
- 3 防止会議に座長を置き、第1項第1号に掲げる者（その者に事故があるとき又はその者が欠けたとき（以下この項において「事故等があるとき」という。）は同項第2号に掲げる者とし、その者についても事故等があるときは、同項第3号に掲げる者とする。）をもって充てる。

- 4 座長は、防止会議の議事を主宰する。
- 5 座長に事故があるときは、第1項各号に掲げる順序による次順位者である委員がその職務を行う。
- 6 第1項及び第2項の規定によっても委員となる者が決定しないとき、第3項の規定によっても座長となる者が決定しないとき又は前項の規定によっても座長の職務を行う委員が決定しないときは、危機管理監が委員、座長又は座長の職務を行う委員を選任する。

(議事)

第5条 座長は、必要に応じ、防止会議を招集する。

- 2 座長は、所属内相談員に職員によるハラスメントが行われたとする相談があったとき又は所属内相談員から求めがあったときは、防止会議を招集しなければならない。
- 3 防止会議は、座長を含む4人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 防止会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 座長が必要と認めるときは、委員である者以外の所属内相談員、対象ハラスメントを受けたとする者その他の委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第6条 座長が必要と認めるときは、防止会議の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、会議に参加する者の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、委員及び前条第5項の規定により防止会議の会議への出席を求められた者は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法により防止会議の会議に参加することができる。
- 3 前2項の規定によるウェブ会議の方法による防止会議の会議への参加は、前条第3項から第5項までの規定の適用については、防止会議の会議への出席とみなす。

(防止会議の検討結果に基づく危機管理監の措置)

第7条 危機管理監は、防止会議における検討の結果、対象ハラスメントについてこれに適切に対応するための措置が必要とされたとき又はこれを防止するための措置が必要とされたときは、当該検討の結果を踏まえ必要な措置を講じるものとする。

(危機管理監がハラスメント当事者である場合の取扱い)

第8条 対象ハラスメントについて危機管理監がハラスメント当事者であるときは、第4条第

6 項及び前条の規定による危機管理監の職務について危機管理監に事故があるものとして、大阪市事務分掌規則（昭和 24 年大阪市規則第 133 号）第 6 条第 1 項の規定により危機管理監の職務を行う職員が当該職務を行うものとする。

（庶務）

第 9 条 会議の庶務は、庶務担当において行う。

（施行の細目）

第 10 条 この要綱の施行について必要な事項は、防止会議において定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。